



県章

# 山形県公報

平成31年1月22日(火)

第3013号

毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定……………(最上総合支庁地域保健福祉課) ……29
- 地域登録検査機関の業務の廃止の届出……………(県産米ブランド推進課) ……同
- 事業の認定……………(県土利用政策課) ……同

### 公 告

- 県営住宅入居者の一般公募……………(置賜総合支庁建築課) ……31
- 監査結果の公表……………(監査委員) ……35

## 告 示

### 山形県告示第34号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成31年1月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	定員	指定年月日
マトリックスステーション株式会社 新庄市大字松本277番地	フロンティア 新庄市角沢734番地の2	就労継続支援(B型)	20名	平成31. 1. 1

### 山形県告示第35号

農産物検査法(昭和26年法律第144号)第17条第8項の規定により、地域登録検査機関から次のとおり業務を廃止する旨の届出があった。

平成31年1月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
企業組合ライス・サポート  
代表理事 鈴木 清  
山形市城南町二丁目4-4
- 2 廃止年月日 平成31年1月31日

### 山形県告示第36号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成31年1月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 起業者の名称

寒河江市

## 2 事業の種類

史跡慈恩寺旧境内ガイダンス施設整備事業

## 3 起業地

- (1) 収用の部分 寒河江市大字慈恩寺字醍醐地内
- (2) 使用の部分 なし

## 4 事業の認定をした理由

### (1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

史跡慈恩寺旧境内ガイダンス施設整備事業（以下「本件事業」という。）は、起業者である寒河江市において歴史・観光拠点地域として位置付けている慈恩寺旧境内のガイダンス施設を整備する事業であり、土地収用法第3条第32号に規定する「国又は地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設」に関する事業に該当する。

以上のことから、本件事業は、土地収用法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

### (2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である寒河江市は、既に必要な財源措置を講じており、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有することから、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

### (3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

#### イ 本件事業の施行により得られる公共の利益について

史跡慈恩寺旧境内は、起業者である寒河江市において歴史・観光の拠点地域として位置付けており、平成26年10月6日に国史跡指定となったが、本堂を中心とした慈恩寺境内や3か院17坊を含む集落地、また、公園や果樹園を中心とした農地や山林など広範囲に亘っており、史跡の全容を容易に把握することが難しく、史跡の保存管理や来跡者への案内に支障をきたしている。また、来跡者からも史跡の全容が分かりづらいという声もあり、来跡者の増による交流人口の拡大や地域の活性化等に支障をきたしていることから、史跡全体を説明する施設の整備が求められている。

本件事業は、このような問題に対応するため、史跡慈恩寺旧境内について学習する総合ガイダンス施設として、また、当境内を訪れる人の観光案内施設として、さらには、地区民が自主的に実施している活動拠点としての機能を有するガイダンス施設を整備し、交流人口の拡大及び地域の活性化を図るものである。

以上のように、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

#### ロ 本件事業の施行により失われる利益について

本件事業を施行する区域には、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律及び文化財保護法により、起業者が保護のため特別な措置を講ずべき動植物及び文化財は確認されていない。

よって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

#### ハ 事業計画の合理性について

本件事業に係る起業地の選定に当たっては、十分な敷地面積の確保、施設利用者の利便性や安全性、経済性等により申請案のほか2案について検討が行われている。申請案と他の2案を比較すると、申請案はほぼ整形な土地であり十分な敷地面積が確保できるほか、支障物件も少なく、また、県道に接しているため利便性に優れていることなどから、社会的、地理的、経済的な見地から総合的に勘案すると、申請案が最も適切であると認められる。

#### ニ イで述べた得られる公共の利益とロで述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、ハで述べたように、本件事業の起業地は他の土地と比較して最も適切であると認められる。

以上により、本件事業は土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

### (4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

イ (3)のイで述べたように、史跡慈恩寺旧境内は、起業者である寒河江市において歴史・観光の拠点地域として位置付けており、平成26年10月6日に国史跡指定となったが、本堂を中心とした慈恩寺境内や3か院17坊を含む集落地、また、公園や果樹園を中心とした農地や山林など広範囲に亘っており、史跡の全容を容易に把握することが難しく、史跡の保存管理や来跡者への案内に支障をきたしている。また、来跡者からも史跡の全容が分かりづらいという声もあり、来跡者の増による交流人口の拡大や地域の活性化等に支障をきたしていることから、史跡全体を説明する施設の整備が求められているところである。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

ロ また、本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画を実現するため必要な範囲であると認められる。さらに、起業地の範囲は一時的な利用に供されるものは存在せず、使用の手段には馴染まないため、収用の手段を講じることも合理的であると認められる。

ハ 以上のことから、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までにおいて述べたように、本件事業は、土地収用法第20条各号の要件を充足すると判断される。

以上の理由により、本件事業について、土地収用法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 起業地を表示する図面の縦覧場所

寒河江市慈恩寺振興課

---

公 告

---

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成31年1月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

名称	所在地	規格		公募戸数	区分	家賃				摘要		
		住宅形式	1戸当たり 住戸専用 面積 平方メートル			収入が 104,000円 以下の者	収入が104,000円 を超え123,000円 以下の者	収入が123,000円 を超え139,000円 以下の者	収入が139,000円 を超え158,000円 以下の者		収入が158,000円 を超え186,000円 以下の者	収入が186,000円 を超え214,000円 以下の者
県営太田町アパ ート1号	米沢市太田町五 丁目1-10	3DK	74.0	1	一般用	23,600	27,200	31,100	35,100	40,100	46,300	3月分 の家賃 に相当 する額
同 2号	同	2DK	60.3	1	同	19,200	22,200	25,300	28,600	32,700	37,700	
同 春日アパー ト2号	同 春日五丁 目2-43	3DK	61.0	1	同	16,800	19,400	22,200	25,000	28,600	33,000	单身可
同	同	同	61.0	1	同	16,800	19,400	22,200	25,000	28,600	33,000	
同 3号	同	同	75.6	1	同	26,200	30,200	34,600	39,000	44,500	51,400	
同 中田第2ア パート1号	同 中田町 901-2	同	54.6	1	同	13,000	15,000	17,200	19,400	22,200	25,600	单身可
同	同	同	54.6	4	同	13,000	15,000	17,200	19,400	22,200	25,600	
同 2号	同	同	55.7	1	同	13,500	15,600	17,900	20,100	23,000	26,600	单身可
同	同	同	55.7	3	同	13,500	15,600	17,900	20,100	23,000	26,600	
同 玉の木アパ ート	同 通町八丁 目2-95	同	55.7	1	同	14,000	16,100	18,400	20,800	23,800	27,500	
同 米沢中央ア パート1号	同 中央七丁 目5-77	同	68.7	2	同	21,800	25,200	28,800	32,500	37,100	42,800	
同 2号	同	同	68.7	2	同	21,800	25,200	28,800	32,500	37,100	42,800	
同 中田第1ア パート1号	同 中田町 658-3	同	68.2	1	同	21,800	25,200	28,800	32,500	37,200	42,900	单身可
同 2号	同	同	68.8	1	同	22,600	26,100	29,800	33,700	38,500	44,400	单身可

同	同	同	同	68.8	1	同	22,600	26,100	29,800	33,700	38,500	44,400	
同 4号	同	同	同	75.4	1	同	25,400	29,400	33,600	37,900	43,300	50,000	
同 5号	同	同	同	75.4	2	同	25,600	29,500	33,700	38,100	43,500	50,200	单身可
同 相生アパー ト1号	同 相生町7 -65	同	同	69.2	1	同	22,400	25,800	29,500	33,300	38,100	43,900	
同 桜木アパー ト2号	同 南陽市三間通 1229-1	同	同	59.3	2	同	15,800	18,300	20,900	23,600	27,000	31,100	
同 大町アパー ト	同 東置賜郡高畠町 大字高畠695- 12	同	同	58.0	3	同	13,800	15,900	18,200	20,500	23,500	27,100	
同 一ト 館之北アパ	同 川西町 大字中小松3017 -1	同	同	67.4	1	同	19,300	22,300	25,600	28,800	32,900	38,000	单身可

(注) 「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は同一生計配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 同一生計配偶者が70歳以上の者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

(1) 募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成31年2月1日から同月7日までの午前10時から午後5時まで（土曜日及び日曜日を除く。）ただし、郵送の場合は、平成31年2月7日までの消印のあるものに限り有効とする。
- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先  
米沢市金池七丁目1番50号

県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産置賜事務所

5 入居の時期 平成31年3月下旬

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により平成30年11月及び12月に実施した平成30年度に係る監査の結果を、次のとおり公表する。

平成31年1月22日

山形県監査委員	伊	藤	重	成
山形県監査委員	鈴	木		孝
山形県監査委員	武	田	一	夫
山形県監査委員	加	藤		香

第1 監査実施状況

監査は、監査対象機関52箇所について、次のとおり実施した。

監 査 対 象 機 関	実 施 年 月 日	担 当 監 査 委 員	
消 防 学 校	平成30年11月15日	伊藤委員	武田委員
工 業 技 術 セ ン タ ー 庄 内 試 験 場	平成30年11月15日	伊藤委員	武田委員
庄 内 空 港 事 務 所	平成30年11月15日	伊藤委員	武田委員
小 国 高 等 学 校	平成30年11月15日	伊藤委員	武田委員
尾 花 沢 警 察 署	平成30年11月15日	伊藤委員	武田委員
産 業 技 術 短 期 大 学 校 庄 内 校	平成30年11月15日	鈴木委員	加藤委員
遊 佐 高 等 学 校	平成30年11月15日	鈴木委員	加藤委員
鳥 海 学 園	平成30年11月21日	武田委員	—
庄 内 農 業 高 等 学 校	平成30年11月21日	武田委員	—
庄 内 警 察 署	平成30年11月21日	武田委員	—
内 水 面 水 産 試 験 場	平成30年11月21日	鈴木委員	加藤委員
置 賜 教 育 事 務 所	平成30年11月21日	鈴木委員	加藤委員
米 沢 興 譲 館 高 等 学 校	平成30年11月21日	鈴木委員	加藤委員
小 国 警 察 署	平成30年11月21日	鈴木委員	加藤委員
庄 内 児 童 相 談 所	平成30年11月29日	鈴木委員	武田委員
鶴 岡 乳 児 院	平成30年11月29日	鈴木委員	武田委員
こども医療療育センター庄内支所	平成30年11月29日	鈴木委員	武田委員

知的障がい者更生相談所庄内支所	平成30年11月29日	鈴木委員	武田委員
新庄南高等学校	平成30年11月29日	鈴木委員	武田委員
鶴岡工業高等学校	平成30年11月29日	鈴木委員	武田委員
酒田光陵高等学校	平成30年11月29日	鈴木委員	武田委員
新庄養護学校	平成30年11月29日	鈴木委員	武田委員
鶴岡養護学校	平成30年11月29日	鈴木委員	武田委員
庄内食肉衛生検査所	平成30年11月29日	伊藤委員	加藤委員
庄内職業能力開発センター	平成30年11月29日	伊藤委員	加藤委員
鶴岡中央高等学校	平成30年11月29日	伊藤委員	加藤委員
加茂水産高等学校	平成30年11月29日	伊藤委員	加藤委員
庄内総合高等学校	平成30年11月29日	伊藤委員	加藤委員
酒田西高等学校	平成30年11月29日	伊藤委員	加藤委員
酒田特別支援学校	平成30年11月29日	伊藤委員	加藤委員
鶴岡警察署	平成30年11月29日	伊藤委員	加藤委員
鶴岡北高等学校	平成30年12月3日	鈴木委員	武田委員
酒田東高等学校	平成30年12月3日	鈴木委員	武田委員
鶴岡高等養護学校	平成30年12月3日	鈴木委員	武田委員
酒田警察署	平成30年12月3日	鈴木委員	武田委員
山形空港事務所	平成30年12月3日	伊藤委員	加藤委員
教育センター	平成30年12月3日	伊藤委員	加藤委員
天童警察署	平成30年12月3日	伊藤委員	加藤委員
村山警察署	平成30年12月3日	伊藤委員	加藤委員
最上学園	平成30年12月5日	鈴木委員	武田委員
長井工業高等学校	平成30年12月5日	鈴木委員	武田委員



米 沢 警 察 署	平成30年12月5日	鈴木委員	武田委員
飯 豊 少 年 自 然 の 家	平成30年12月5日	伊藤委員	加藤委員
置 賜 農 業 高 等 学 校	平成30年12月5日	伊藤委員	加藤委員
水 産 試 験 場	平成30年12月20日	鈴木委員	武田委員
金 峰 少 年 自 然 の 家	平成30年12月20日	鈴木委員	武田委員
庄 内 教 育 事 務 所	平成30年12月20日	鈴木委員	武田委員
鶴 岡 南 高 等 学 校	平成30年12月20日	鈴木委員	武田委員
米 沢 東 高 等 学 校	平成30年12月20日	伊藤委員	加藤委員
高 畠 高 等 学 校	平成30年12月20日	伊藤委員	加藤委員
長 井 高 等 学 校	平成30年12月20日	伊藤委員	加藤委員
長 井 警 察 署	平成30年12月20日	伊藤委員	加藤委員

## 第2 監査結果

## (1) 指摘事項

監査において、是正又は改善を要するとして指摘したものは、次のとおりである。

## イ 庄内職業能力開発センター

(イ) 予算の計画的・効率的執行がなされていないものがある。

(内容)

郵便切手の在庫管理が適切でなく、合理的理由もなく年度末残高が年間使用額の50パーセントを超えているもの

平成29年度末残高 110,009円 (80.3パーセント)

平成29年度年間使用額 136,945円

## (2) 注意事項

監査において、是正又は改善を要するとして注意したものは、次のとおりである。

## イ 支 出

(イ) 請求書を受理しているにもかかわらず、支払期限内に支払をしていないものがある。(酒田警察署)

(ロ) 請求書提出の催促等の適切な事務を行わず、未請求を理由に代金の支払を検査を完了した日から2箇月を超えてしていないものがある。(庄内教育事務所)

(ハ) 旅費について、正当な理由もなく支払を旅行の最終日から2箇月を超えて遅延しているものが相当数ある。(鶴岡工業高等学校)

## ロ 契 約

(イ) 工事請負契約において、工期の延長を行っているにもかかわらず、契約保証期間の変更手続が行われていないものがある。(鶴岡工業高等学校)

平成31年1月22日印刷 発行所 山形県庁  
平成31年1月22日発行 発行人 山形県